

令和2年第7回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和2年8月12日（水） 午後1時30分～午後2時40分
場 所：芦北町地域活性化センター2階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1番：井川 輝征 2番：尾上 春樹 3番：宮本 和市
4番：藤井 雅史 5番：谷口 孝一 6番：塚本 壽
7番：草野 義雄 8番：田口 昭広 9番：寺本 眞理子
10番：阪口 修一 11番：片山 幸弘

○農地利用最適化推進委員

※コロナウイルス感染拡大防止のため、農業委員のみ出席。

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸 事務局次長：才保 親哉
係 長：川田 康幸 主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2 報告第17号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について
日程第3 報告第18号 農地形状変更届出書について
日程第4 報告第19号 芦北町農地利用最適化推進委員候補者の評価結果報告について
日程第5 議案第29号 芦北町農地利用最適化推進委員候補者の決定について
日程第6 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第7 議案第31号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第8 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第9 議案第33号 農用地利用集積計画の審議について

発言者	要 旨
片山会長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>この度は、思ってもいないような、7月豪雨に見舞われまして、住居・農地等、芦北町は大変な損害を受けました。一日も早い復興を祈っております。</p> <p>また、本日は農業委員のみの出席ということで、コロナウイルスの影響により、農地利用最適化推進委員の皆様には、欠席していただきまして、開催させていただきました。</p> <p>3年間の任期により、本日が最後の総会で、委員の皆様には3年間、ご指導・ご協力ありがとうございました。今後とも地域の指導者として、芦北町の発展のために、ご協力をお願いします。</p> <p>只今から、令和2年第7回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、農業委員11名、全員出席でございます。ありがとうございます。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は3番「宮本和市」委員、4番「藤井雅史」委員に指名します。</p> <p>議事に入る前に、議案書の訂正がありますので、訂正をお願いします。</p> <p>議案書の5ページ、議案第17号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」賃借権設定の部20番の面積ですが、合計面積が7,350㎡と記載してありますが、3,796㎡に訂正をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第16号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
一本主事	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第16号、農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。</p> <p>これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番、土地の詳細及び賃貸人・借借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。</p> <p>2番、土地の詳細及び賃貸人・借借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。</p> <p>なお、1番・2番ともに新たな借借人は決定しており、この後の報告第17号で説</p>

	<p>明します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第16号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第16号についてはこれで終わります。</p> <p>次に、報告第17号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
一本主事	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第17号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。</p> <p>農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。</p> <p>賃借権設定の部1番から6ページの24番まで、まとめて説明します。</p> <p>配分された土地の詳細及び賃貸人・借借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は全て水稲で、設定期間は1番が新規設定の3年10か月、2番が新規設定の4年と10か月、3番から7番までが新規設定の10年間で、8番から19番は再設定の4年10か月、20番は新規設定の6年10か月、21番から24番については、新規設定の10年間です。</p> <p>賃借料は備考欄のとおりです。</p> <p>なお、賃借権設定の部1番の案件は、先ほど説明しました報告第16号の2番の案件で合意解約された分の新規設定で、5ページの20番の案件は、報告第16号の1番の案件で合意解約された分の新規設定になります。</p> <p>6ページをお願いします。</p> <p>使用貸借権設定の部1番、配分された土地の詳細及び賃貸人・借借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は水稲で、設定期間は新規設定の10年間です。</p> <p>2番、配分された土地の詳細及び賃貸人・借借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は水稲で、設定期間は新規設定の10年間です。</p>

	<p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。 報告第17号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第17号についてはこれで終わります。</p> <p>次に、報告第18号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
一本主事	<p>議案書の7ページをお願いします。 報告第18号、農地形状変更届出書について。 農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので、報告するものです。 1番から6番については、まとめて説明します。 土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 造成の理由は、客土を行い、増水による浸水防止を図り、野菜等を作付けするということです。 工事期間、盛土高は備考欄のとおりです。 ピンク色総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「ロッキー芦北店」の東側、約220mの7筆になります。 現地確認ですが、申請地は現在、耕作放棄地となっておりますが、野菜を作付けするため、増水時の浸水防止を考慮し、客土を行うということです。</p> <p>議案書に戻ります。 7番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 造成の理由は、水田としては用水が悪いので、客土を行い、野菜を作付けするということです。 ピンク色総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、「小崎地区公民館」の南側、約400mの場所になります。 現地確認ですが、申請地は用水が悪く、水田としては利用が困難であると感じました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局から説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p>

	1 番から 6 番までをまとめて「8 番の田口昭広」委員にお願いします。
田口委員	この申請地は、私の土地も含んでおりまして、水害でいつも被害を受ける場所でしたので、何も作付けができず、遊休農地となっておりました。そこで、盛土して新しい畑を作ろうじゃないかということで、他の 5 件の地権者と話をして、賛成していただきまして、今回の申請に至りました。近隣の地主の許可も得ておりますので、よろしくをお願いします。
片山会長	続きまして、7 番の案件を「4 番の藤井」委員にお願いします。
藤井委員	私は所用で、現地確認は欠席しましたが、小崎推進委員の方から異常ないということでございましたので、報告させていただきます。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第 18 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 18 号についてはこれで終わります。 次に、報告第 19 号「芦北町農地利用最適化推進委員候補者の評価結果報告について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
一本主事	まずは、資料をお配りしますので、少々お待ちください。 (…資料配布) この資料は、取扱注意でお願いします。また、説明終了後に回収いたしますので、よろしくをお願いします。 それでは、説明に入ります。 議案書の 9 ページをお願いします。 報告第 19 号、芦北町農地利用最適化推進委員候補者の評価結果報告について。 芦北町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会要綱第 2 条の規定により、評価結果を報告するものです。 農地利用最適化推進委員候補者の評価を評価委員に求めたところ、候補者 15 名全員が推進委員として、適任であるという評価結果でありましたので、ここに報告します。 なお、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会につきましては、令和 2 年 7 月 1 日（水）午後 1 時 30 分から農林水産課 1 階会議室で開催し、応募及び推薦があった者 15 名を個別に評価を行ったところ、先ほどお配りした「別紙様式 2」のとおりので評価結果となりました。

	<p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。 報告第19号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第19号についてはこれで終わります。</p> <p>次に、議案第29号「芦北町農地利用最適化推進委員候補者の決定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
一本主事	<p>議案書の10ページをお願いします。 議案第29号、芦北町農地利用最適化推進委員候補者の決定について。 芦北町農地利用最適化推進委員候補者の決定について、本会の議決を求めるものです。 農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の報告を踏まえた結果、記載のと通りの15名を候補者として提案します。 なお、農地利用最適化推進委員の委嘱についての今後のスケジュールですが、改選後の農業委員会に諮り、選任・委嘱という手続きになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。 議案第29号について、質疑ありませんか。</p> <p>…4番、藤井委員。</p>
藤井委員	<p>農業委員の方はどうなっているのですか。</p>
片山会長	<p>農業委員について、事務局から説明をお願いします。</p>
川田係長	<p>説明いたします。 農業委員に関しては、募集・推薦を行った後、役場の職員内で構成している評価委員会で評価し、町議会の同意をいただきました。その後、芦北町長が選任するという手続きになっておりますので、今度の8月20日が辞令交付式になります。 本来であれば、7月20日の時点で選任を行い、辞令の交付でしたが、7月豪雨により1か月伸びて、8月20日に農業委員の新体制になる予定です。併せて、その時に農地利用最適化推進委員の選任について、諮るという流れになります。</p>
藤井委員	<p>わかりました。</p>
片山会長	<p>他に質疑ありませんか。</p>

	<p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>なお、関係する委員がいらっしゃいますので、一時退席を求めます。</p> <p>「4番の藤井」委員と「7番の草野」委員は一時退席をお願いします。</p> <p>(関係委員、一時退席)</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第29号について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、議案第29号については、原案のとおり決定しました。</p> <p>「藤井」委員と「草野」委員は、入室をお願いします。</p> <p>(関係委員、着席)</p> <p>なお、「藤井」委員と「草野」委員には、農地利用最適化推進委員候補者に決定したことをお知らせいたします。よろしくをお願いします。</p> <p>では、資料を回収いたしますので、しばらくお待ちください。</p> <p>(…資料回収)</p> <p>次に、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>一本主事</p>	<p>議案書の11ページをお願いします。</p> <p>議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>譲渡人事由ですが、労力不足及び高齢により、耕作困難なため、売り渡す。</p> <p>譲受人事由ですが、譲渡人の要望もあり、自宅近くにあることから、耕作も行いやすいため買い受け、引き続き耕作管理する。となっています。</p> <p>ピンク色総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「牛淵バス停」の南東側、約200mの場所になります。</p> <p>現地確認では、申請地は現在、水稻が作付けされており、買い受け後も引き続き、水稻を作付けし、耕作管理するということでした。</p>

	<p>黄色調査書の1ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は売買になります。申請理由ですが、労力不足及び高齢により、耕作困難なため、譲受人へ売り渡すということです。譲受人は、譲渡人の要望もあり、自宅近くにあることから、耕作も行いやすいため買い受け、引き続き耕作管理するということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を「6番の塚本」委員にお願いします。</p>
塚本委員	<p>田口宗一推進委員、事務局2名と現地確認に行きました。</p> <p>以前は綺麗な田んぼでしたが、今回の災害で、ほとんど壊滅状態という現状です。それでも申請人は、続けるということでした。</p> <p>私自身、今回の災害があり、私たちがどういうことに気を付けないといけないのか、いくつか気付くこともありますし、この機会にそのようなことを話し合えれば良いと思います。</p> <p>この案件については、大丈夫だと思います。よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第30号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
一本主事	<p>議案書の12ページをお願いします。</p> <p>議案第31号、農地法第4条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決</p>

	<p>を求めるものです。</p> <p>1番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。転用目的は個人住宅です。</p> <p>ピンク色総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。申請地は、「町立佐敷小学校」の南側、約170mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地の北側に農地が存在するが、日照・通風等に影響が無いよう整備する計画であることから、周辺農地への影響はないと感じました。</p> <p>ピンク色総会資料の5ページをお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。</p> <p>排水計画は、西側の農業用集落排水に接続し、排水する計画です。</p> <p>ピンク色総会資料の6ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約1.6haです。</p> <p>黄色調査書の2ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請者は現在、借家に居住しており、子どもの成長に伴い、手狭となったため、申請地に住宅を新築する計画」です。代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を「8番の田口昭広」委員にお願いします。</p>
田口委員	<p>この件につきましては、田口宗一推進委員と事務局2名と現地確認を行いました。事務局から説明のあったとおり、問題ないと思います。ただ、今回の災害で浸かりましたので、埋め上げをすることと排水の件について、集落排水をどのようにするかという件の問題がありましたが、解決いたしましたので問題ありません。よろしくお願いいたします。</p>

<p>片山会長</p>	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第31号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>一本主事</p>	<p>議案書の13ページをお願いします。</p> <p>議案第32号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は個人住宅です。</p> <p>ピンク色総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、「JAあしきた田浦基幹支所」の北東側、約135mの場所になります。</p> <p>①番の隣接宅地と②番の申請地を譲渡人から購入し、個人住宅を建築する計画するということです。</p> <p>現地確認ですが、申請地南側に農地は存在しますが、日照・通風等に影響が無いよう整備する計画であることから、周辺農地への影響はないと感じました。</p> <p>ピンク色総会資料の8ページをお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。</p> <p>排水計画は、合併浄化槽を設置し、北側の隣接排水路に排水する計画です。</p> <p>ピンク色総会資料の8ページをお願いします。農地の広がりには斜線部分の約1.2haです。</p> <p>黄色調査書の3ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約の種類は贈与です。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地(その他の農地)に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は現在、町営住宅に住んでいるが、子どもの成長に伴い、町営住宅では狭さを感じ、実家隣接地の申請地に住宅を新

	<p>築する計画」です。</p> <p>代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。</p> <p>●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を「10番の阪口」委員にお願いします。</p>
阪口委員	<p>私と中川推進委員と事務局で確認してまいりました。</p> <p>申請地の隣が親の家で、さらにその隣が祖父の家で、三世代同じ場所に建てるということです。何も問題ありませんので、よろしくをお願いします。</p>
片山会長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第32号について、質疑ありませんか。</p> <p>(…5番、谷口委員。)</p>
谷口委員	<p>黄色調査書3ページの計画の妥当性は、転用面積が227㎡で、議案書13ページの面積が119㎡となっておりますが、どういうことですか。</p>
一本主事	<p>調査書の方が間違いで、議案書の119㎡が正しい面積です。</p>
片山会長	<p>他にありませんか。</p> <p>(…4番、藤井委員。)</p>
藤井委員	<p>すいません、議案第31号の方に戻ります。</p> <p>ピンク色資料の5ページですが、この土地は道路から少し下がっていますよね。ここは進入路が無いじゃないですか。</p>
一本主事	<p>この場所は、道路よりも低いです。</p> <p>また、進入路もあります。</p>
藤井委員	<p>隣の月極め駐車場から入るということですか。この図面では、進入路が無いですが。</p>
才保次長	<p>月極め駐車場との境界がありますが、その境界の申請地側に、進入路が現在あります。なので、若干広げてから車が通れるようにすると思います。</p>
藤井委員	<p>他人の土地を通るということですか。</p>

才保次長	いいえ、ピンク色資料の5ページで説明すると、月極め駐車場との境界の上に進入路があります。
藤井委員	わかりました。
片山会長	先ほどの5条の訂正を事務局から説明をお願いします。
一本主事	議案第32号の5条の件ですが、訂正をさせていただきます。 黄色調査書の3ページ、一般基準の計画面積の妥当性のところですが、事業面積が301.4㎡で転用面積が119㎡、既存宅地面積が182.4㎡に訂正をお願いします。
塚本委員	数字が間違っていたから、数字を合せて適当にするということではなくて、何故この数字が出てきたのか説明してもらって訂正しないと、これはいい加減なことになるのではないですか。
川田係長	これは事務局の記載の間違いで、内部の数字を変えたわけではありません。
藤井委員	この件は、畑を宅地にするという申請ですよ。宅地の部分は余分な面積じゃないですか。
川田係長	転用を審議する場ではありますが、判断基準の計画面積の妥当性のところで、個人住宅については、550㎡未満という条件がありまして、例えば、転用面積が300㎡でも、既存の宅地面積と併せて600㎡なら認められません。 ですので、宅地を含めた総事業面積を記載しております。総事業面積で転用の妥当性を判断していただきます。
藤井委員	2件分の面積ということですか。
川田係長	本案件は、2件分ではなく、畑と宅地を一画地として利用する1件分の面積です。既存の宅地の部分では足りないのので、隣接の農地も利用して1件建てるということです。もし、この事業面積が550㎡以上であれば、計画面積の妥当性が妥当でないという判断になります。そのような場合は、面積を減らしてもらえませんかというような形でお願いになります。
藤井委員	わかりました。
片山会長	他にありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。

	次に、議案第 3 3 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
一本主事	<p>議案書の 1 4 ページをお願いします。</p> <p>議案第 3 3 号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>賃借権設定の部 1 番から 2 番までは、農地中間管理事業になりますので、まとめて説明します。</p> <p>利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>全て転貸で設定期間は、1 番が新規設定の 1 0 年間で、2 番は新規設定の 1 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名については、記載のとおりです。耕作する作目は、水稻で設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>議案書の 1 5 ページをお願いします。</p> <p>4 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は新規設定の 1 0 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>5 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 2 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>6 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で設定期間は再設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>7 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で設定期間は再設定の 1 0 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>使用貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。農地中間管理事業による転貸で設定期間は新規設定の 1 0 年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
片山会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第 3 3 号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。
お諮りします。

貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。
2番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。
3番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。
4番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。
5番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。
6番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。
7番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。

使用貸借権設定の部1番については、「井川」委員が関係していますので、「井川」委員に一時退席を求めます。

(井川委員、一時退席)

それでは、お諮りします。

使用貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。
「井川」委員に入室をお願いします。

(井川委員、着席)

これで、本日の農業委員会総会を閉会します。

任期満了により、辞任される農業委員の方々につきましては、8月19日までの任期となりますが、これが最後の総会となりました。一言ずつご挨拶をお願いします。

3番、宮本委員からお願いします。

(～宮本委員あいさつ～)

4番、藤井委員お願いします。

(～藤井委員あいさつ～)

5番、谷口委員お願いします。

(～谷口委員あいさつ～)

7番、草野委員お願いします。

(～草野委員あいさつ～)

10番、阪口委員お願いします。

(～阪口委員あいさつ～)

皆様お世話になりました。ありがとうございました。

また、藤井委員と草野委員におかれましては、農地利用最適化推進委員ということで、お世話になりますが、引き続きよろしくをお願いします。

それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。